

各 位

特定非営利活動法人
福岡県ライフセービング協会
理事長 田原 幸佑

緊急事態宣言の解除に伴う当法人の活動方針について（通知）

「緊急事態宣言の延長に伴う当法人の活動方針について」（令和2年5月4日付け第2020-004号）により、すべての外出を伴う活動を休止及び制限させていただいていたところですが、昨日、福岡県にあっては緊急事態宣言が解除されたことに伴って、下記の通り活動方針を通知いたします。

引き続き、命を守るライフセーバーの皆様は、率先して不要不急の外出や「3つの密」を極力避けるとともに、「新しい生活様式」の実践に努めていただければと存じます。

本通知方針の期限は、次の通知発出までとします。

記

- ・すべての外出を伴う活動の休止及び制限は、解除します。
- ・今後は、他都道府県への往来を伴う活動のみ、原則として休止及び制限を継続します。
- ・JLA アカデミーについては、日本ライフセービング協会の方針に従い別途個別に可否判断をします。
- ・県協会所属の各クラブにおかれましても、慎重に各事業において個別判断しての活動再開のご対応をお願いいたします。

以 上